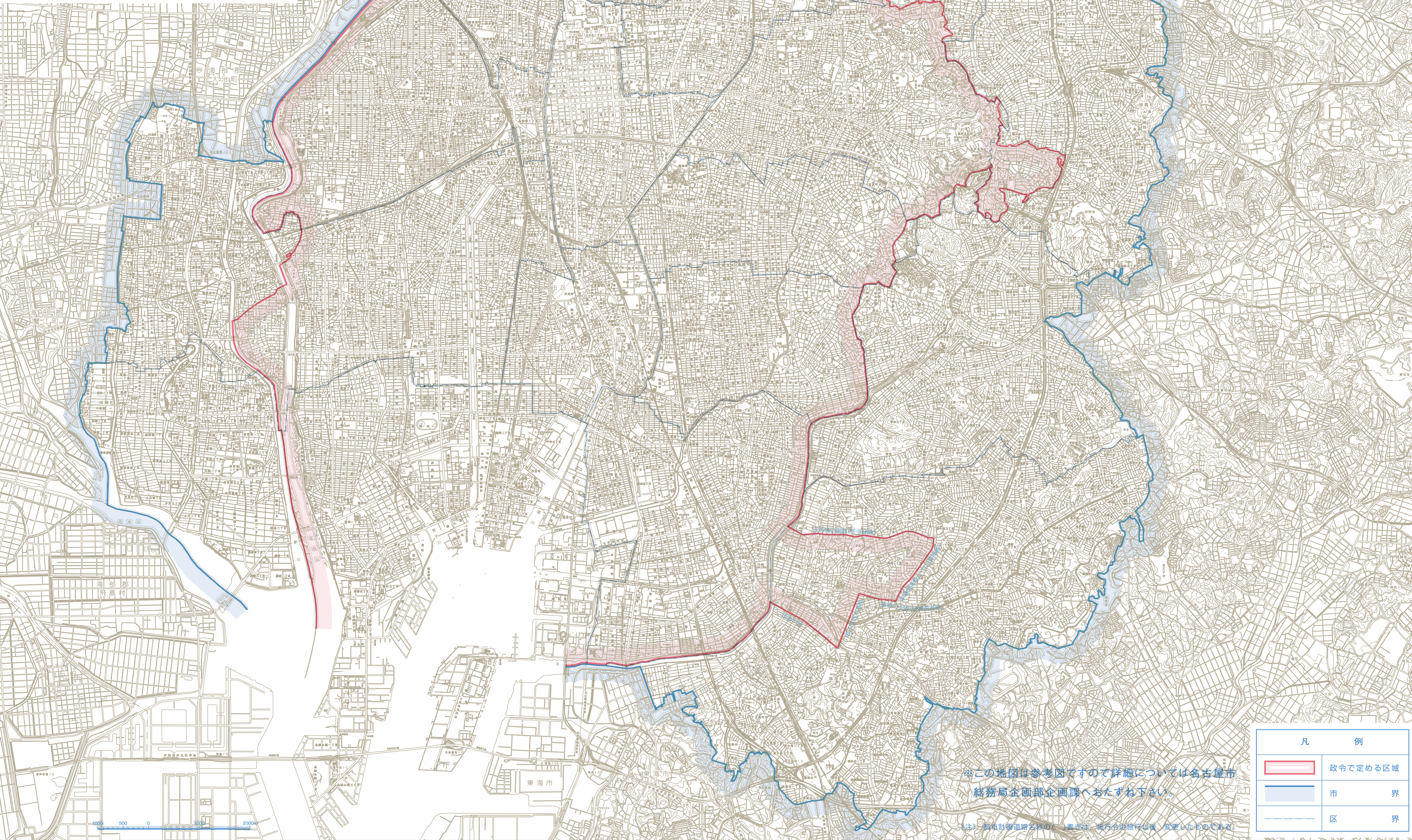


首都圏，近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための
国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に定める区域

区 域	
千 種 区	猪高町の区域を除く区域
東 区	全域
北 区	西区との区界線と都市計画街路中小田井味鈍線との交差点から順次同中小田井味鈍線，県道名古屋小牧線及び新地蔵川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域
西 区	山田町の区域を除く区域
中 村 区	全域
中 区	全域
昭 和 区	天白町，一つ山，久方一丁目，久方二丁目，山郷町，大根町，高坂町及び御前場町の区域を除く区域
瑞 穂 区	全域
熱 田 区	全域
中 川 区	富田町及び七反田町の区域を除く区域
港 区	南陽町の区域を除く区域
南 区	全域
守 山 区	春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交差点を起点とし，順次同中央本線，都市計画街路山の手通線，同小幡西山線，千種区との区界線，東区との区界線，北区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
緑 区	南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交差点を起点とし，順次同天白橋公園線，同弥富鳴海線，同星崎白土線，同鳴子団地大高線，国道1号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域
備考 この表に掲げる区域は，昭和45年3月1日における行政区画その他の区域又は道路，河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。	



凡 例	
	政令で定める区域
	市 界
	区 界

※この地図は参考図ですので詳細については名古屋市
総務局企画部企画課へおたずね下さい。

注： 都市計画道路名称の（）書さは，施行令実施以後，変更したものである。